

◆ 被扶養者認定に必要な添付書類 ◆

◀ 注意:提出された書類は返却いたしません ▶

※ 被扶養者となる為には、主として被保険者の収入によって生活している必要があります。

扶養の程度の基準としては、被扶養者となる人の年間収入が130万円(60歳以上又は障害者は180万円)未満で、継続して生活費の半分以上を被保険者が負担していること。

				提出書類	あらたに扶養認定を希望する対象者																
					同居していなくてもよい人								同居が条件の人								
					配偶者	父母	子			兄弟	弟妹・孫		直系の 祖父母	甥・姪		義父母	伯父伯母・ 叔父叔母	直系でない 祖父母			
							出生	16歳未満	16歳以上		16歳未満	16歳以上		16歳未満	16歳以上						
申請 用紙 等			★健康保険被扶養者(新規・異動)届	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
			★被扶養者現況届(出生・22歳以下の高校生・大学生は提出不要)	◎	◎	/	/	△	◎	/	△	◎	/	△	◎	◎	◎				
			★雇用保険受給内容確認書(働いていない人は必ず添付)	△	△	/	/	△	△	/	△	△	/	△	△	△	△				
			★就労に関する雇用契約証明及び申立書(パート等で収入ある人)	△	△	/	/	△	△	/	△	△	/	△	△	△	△				
			★誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
その他 必要な 書類	続柄・所得・生計維持が証明されるもの	全 員(再雇用者・ 任継加入の方除く)	住民票(写) ※① (世帯全員の続柄記載で省略がない物)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
			別居等の理由で住民票では被保険者と申請対象者との身分関係(続柄)が確認できない人	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
				「雇用保険受給内容確認書」に追加で以下の該当書類																	
				働いていた人	失業 給付 等	受給しない人	離職票1・2(写)	◎	◎	/	/	◎	◎	/	◎	◎	/	◎	◎	◎	◎
				受給する人		雇用保険受給資格者証(写) ※②	◎	◎	/	/	◎	◎	/	◎	◎	/	◎	◎	◎	◎	
				受給終了した人		雇用保険受給資格者証(両面の写。"終了"の印字があるもの)	◎	◎	/	/	◎	◎	/	◎	◎	/	◎	◎	◎	◎	
				受給延長申請する人		雇用保険受給期間延長通知書(写) ※③	◎	◎	/	/	◎	◎	/	◎	◎	/	◎	◎	◎	◎	
				受給資格のない人		健康保険資格喪失証明書・退職証明書など	◎	◎	/	/	◎	◎	/	◎	◎	/	◎	◎	◎	◎	
				現在働いている人	給与明細(写)直近3ヶ月分	◎	◎	/	/	◎	◎	/	◎	◎	/	◎	◎	◎	◎		
					★就労に関する雇用契約証明及び申立書	◎	◎	/	/	◎	◎	/	◎	◎	/	◎	◎	◎	◎		
				16歳以上の人(学生以外で収入なし)	非課税・課税証明書(再雇用者は提出不要)	◎	◎	/	/	◎	◎	/	◎	◎	/	◎	◎	◎	◎		
				16歳以上の人(学生以外で収入あり)	給与明細(写)直近3ヶ月分	◎	◎	/	/	◎	◎	/	◎	◎	/	◎	◎	◎	◎		
					★就労に関する雇用契約証明及び申立書	◎	◎	/	/	◎	◎	/	◎	◎	/	◎	◎	◎	◎		
				16歳以上の人(学生)	在学証明書又は学生証(写)(有効期限記載面を含む)	◎	/	/	/	◎	◎	/	◎	/	/	◎	/	/	/		
				年金受給者	年金改定通知書(写)・年金振込通知書(写)	△	△	/	/	/	/	△	/	△	△	/	/	△	△	△	
					年金証書(写)など年金額がわかる書類	△	△	/	/	/	/	△	/	△	△	/	/	△	△	△	
				別居している人	仕送りに関する証明 ※④	◎	◎	/	/	◎	◎	/	◎	◎	/	◎	◎	◎	◎		
				事由発生日(入籍日など)に遡って 認定を希望する場合	戸籍謄本(写)・婚姻届受理証明書(写) など事由発生日が確認できる書類	◎	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
								上記書類以外に状況に応じて別途書類をご提出頂く場合がございます。													

★ → 健保HPからダウンロードしてください。

※① 健康保険法改正(令和2年4月1日施行)により、申請対象者の続柄確認の厳格化と国内居住要件の追加の為、住民票に登録されていることを確認致します)

◎ → 必ず添付下さい。

※② 雇用保険受給資格者証の発行が遅れる場合は離職票1, 2(写)の送付で先に審査する事が可能です(雇用保険被保険者証(写)は後日送付して下さい)

△ → 該当している場合

※③ 雇用保険受給期間延長通知書(写)は、離職票1, 2(写)の添付で先に審査する事が可能です(延長通知書(写)は後日送付して下さい)

※④ 仕送りは現金の手渡しによるものは不可です(過去6か月継続した実績が必要)

◆状況に応じて別途追加書類を提出して頂く場合がございます。